

# 「令和6年度徳島県権利擁護推進員養成研修」業務委託

## 企画提案募集要領

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和6年度徳島県権利擁護推進員養成研修

#### (2) 目的

介護施設等の従事者、管理者等を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨の理解、身体拘束廃止の推進等、利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させることにより、介護現場での権利擁護の取組を推進し、指導する人材を養成することを目的とする。

#### (3) 実施方法

公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

#### (4) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (5) 委託期間

委託契約締結の日から翌年3月31日まで

#### (6) 委託料上限額

1,380千円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (7) 委託対象経費

##### ア 研修の実施に要する経費

##### ・ 企画立案、研修に要する経費

人件費、資料作成費、消耗品費、会場借り上げ費、役務費

##### イ その他経費

・ 事業計画の遂行上通常必要な経費（ただし、不動産の購入、修繕経費（土地建物）や、汎用備品等の機械・器具購入費、その他事業計画と関連性がない経費は対象外）

### 2 参加資格要件

応募手続に参加し、企画提案書を提出しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け、資格を有すると認められた者であること。

※ 資格を有していない場合は、一般競争入札参加資格申請書（様式は徳島県ホームページからダウンロードするか徳島県管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して、提出書類の提出期限までに徳島県管財課へ持参すること。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

(3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。

(4) 徳島県内に本社または事業所を有する者若しくは県内での事業実施が可能な者で

あること。

- (5) 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。  
ア 破産者で復権を得ない者  
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申し立てをし、又は、申し立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。
- (7) 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていない者であること。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (9) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守している者であること。
- (10) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。

### 3 スケジュール

公募開始	令和6年3月13日（水）
質問票の提出締切	令和6年3月18日（月）午後5時
参加表明書の提出期限	令和6年3月29日（金）午後5時
企画提案書の提出期限	令和6年4月15日（月）午後5時
選定委員会の開催	令和6年4月中旬
選定結果の通知・公表	令和6年4月下旬
契約締結	令和6年5月中旬

### 4 企画提案の参加・応募方法

- (1) 提出書類、必要部数及び提出期限

	提出書類	部数	提出期限
参加申込	① 参加表明書（様式第1号） ② 組織概要書（様式第2号） ② 会社等の概要が分かる書類（パンフレット等）	1部	令和6年3月29日（金）午後5時（必着）
企画提案書等	① 企画提案書（様式第3号） ② 参考資料（企画提案内容を補足する資料） ※任意提出	8部（正本1部、副本7部）	令和6年4月15日（月）午後5時（必着）

- (2) 提出方法

11に示す事務局まで持参又は郵送（書留郵便）により提出すること。

## 5 質問の提出

### (1) 質問の提出期限

令和6年3月18日(月)午後5時まで

### (2) 質問票の提出方法

質問は、質問票(様式第4号)により行うものとし、11に示す事務局まで電子メールにより送付するものとする。

### (3) 質問の内容

原則として、当該業務に係る条件や提案書等提出手続に関する事項に限る。

### (4) 質問に対する回答

参加申込者全員あて電子メールにて回答する。なお、質問票の提出は応募希望者に限る。

## 6 参加辞退

参加申込書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届(様式第5号)を持参又は郵送により、11に示す事務局まで提出すること。

## 7 選定方法

企画提案書の評価は、選定委員会において企画提案書による事業の具体性や実現性などにポイントを置いたプレゼンテーション等による審査を実施する。

### (1) 県が別に設置する選定委員会において、企画提案等の内容について審査し、受託者を選定する。

### (2) 選定委員会は、徳島県の指定する場所又はオンライン等で実施することとし、日時及び場所は提案者に別途通知する。これを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

徳島県で指定する場所で開催する場合、プロジェクター(VGA端子接続)は徳島県長寿いきがい課で準備することとし、パソコンは持参すること。徳島県長寿いきがい課で準備したプロジェクターが原因で投影ができない場合などについて、徳島県長寿いきがい課で責任を負わないこととする。

オンラインで開催する場合、プロポーザル参加企業のオンライン環境は、プロポーザル参加企業が用意することとする。このとき、プロポーザル参加企業側のパソコン等機器類、オンライン環境の不調により提案、質疑応答が出来なくなった場合は本事業提案から失格とする。

プレゼンテーション用に、審査側が見やすくなるよう、提出済文書の一部を拡大して投影することは可とするが、提出済文書に記載のない、新規提案は禁止とする。

### (3) 提案者は、選定委員会において、徳島県長寿いきがい課が指定した時間で、1者15分ずつの持ち時間で、提案内容をプレゼンテーションにより説明を行うこと。資料は「4(1)提出期限」までに提出した資料に準じた内容に限る。

プレゼンテーションの後、選定委員からの質疑応答の時間を15分以内で設ける。ただし、プロポーザル参加企業の数により、プレゼンテーションの時間もしくは質疑応答の時間が短縮される等の場合がある。

### (4) 選定結果は、審査終了後、審査を受けた全ての者に対し、電子メール・ファクシミリ・電話のいずれかで通知する。

## 8 応募に際しての注意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 応募資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が委託料上限額以上であった場合
- オ 本要領に違反すると認められた場合
- カ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合

## (2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版（片面印刷）横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 提出された企画提案書は提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- エ 提出された企画提案書、その他書類は審査のみに使用し、応募者には返却しない。
- オ 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- カ 提出された企画提案書等の書類は、徳島県情報公開条例の規定に基づき公開する場合がある。
- キ 提出内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを提案した責任は、すべて応募者が負うものとする。
- ク 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ケ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。
- コ 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出のほか、審査に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- サ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

## 9 契約の留意事項

### (1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿を整理し、他の事業活動に係る経費と明確に区別すること。なお、徳島県は、必要に応じて委託業務の執行状況の検査を行う。

委託業務完了後は成果報告等の実績報告を提出すること。

### (2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

## 10 その他

本事業の実施に当たっては、本要領、委託契約書、徳島県契約事務規則の他、別に定める規程等を遵守すること。

## 11 事務局

徳島県 保健福祉部 長寿いきがい課 在宅サービス指導担当

所在地：〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話：088-621-2192

ファクシミリ：088-621-2840

e-mail：choujuikigaika@pref.tokushima.jp